

**青梅市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

平成29年6月12日

提出者 青梅市長 浜中 啓一

(説明)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例**

青梅市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者および第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「および孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の青梅市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

### (経過措置)

- 2 新条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた青梅市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）および施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間にかかる同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金および同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）および施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間にかかる傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 改正前の青梅市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第5条第3項の規定にもとづき、平成29年4月1日からこの条例の施行日の前日までの間に、非常勤消防団員等の扶養親族のうち、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定にもとづく損害補償は、新条例による損害補償の内払とみなす。

議案第9号  
参考資料

青梅市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例要  
綱

1 改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 補償基礎額にかかる扶養親族加算額および加算対象区分について、次のとおり改正する。（第5条関係）

区 分		配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	満60歳以上の父母および祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
現 行	加算額	433円	217円	217円			
	配偶者が不在場合の加算額(扶養親族のうち1人に限る。)	—	367円	367円			
改正後	加算額	333円	267円	217円			
	配偶者が不在場合の加算額(扶養親族のうち1人に限る。)	—	333円	—			
	配偶者および扶養親族にかかる子がない場合の加算額(扶養親族のうち1人に限る。)	—	—	300円			

(2) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(2) 経過措置

加算額が減額となる規定については、施行期日以後に支給すべき事由の生じた損害補償等について適用する旨を定めるほか、必要な経過措置を置く。

青梅市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）

改正後	現行	備考
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または公務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となつた場合には____、死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級および当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者もしくは水防従事者または応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となつた場合には____、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員または消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者もしくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または公務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となつた場合に<u>あつては</u>、死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または<u>診断によつて</u>死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは<u>診断によつて</u>疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級および当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者もしくは水防従事者または応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となつた場合に<u>あつては</u>、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員または消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者もしくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または<u>診断によつて</u>死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは<u>診断によつて</u>疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、</p>	

前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については、1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者および第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母および祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号\_\_\_\_\_から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に掲げる\_\_\_\_\_者がいない場合にあつては、そのうち1人については367円）を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子および孫

(3) 60歳以上の父母および祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下\_\_\_\_\_「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

付 則  
(施行期日)  
 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の青梅市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。  
(経過措置)  
 2 新条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた青梅市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）

および施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間にかかる同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金および同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）および施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間にかかる傷病補償年金等については、なお従前の例による。

3 改正前の青梅市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第5条第3項の規定にもとづき、平成29年4月1日からこの条例の施行日の前日までの間に、非常勤消防団員等の扶養親族のうち、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定にもとづく損害補償は、新条例による損害補償の内払とみなす。